

事務局ご担当者さま ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください(全2枚)

新潟高教組

新型肺炎感染症関連速報 ～抗原検査キット配布関連②～

2021年9月10日 全組合員配布・分会揭示

8月25日(午前)知事会見の中で「学校への抗原検査キットの配布」が明らかになったことから、新高教本部は8月26日に「学校への抗原検査キット配付にかかわる緊急要求書」を提出し、学校現場において抗原検査を実施しないことを求めました。登校後に体調の変調を来した場合には、生徒が自ら簡易検査をおこなうことが想定されていますが、このような検査は本来医療現場でおこなうべきことであり、学校現場で生徒自らがおこなうべきではないと考えます。また、鼻腔検体をおこなう被検者本人以外の立ち合いについて、医療従事者の立ち合いが困難な場合は教職員の立ち合いで使用することが可能とされていますが、細心の注意を払って感染拡大防止策をおこなっている学校現場の教職員に、これ以上、自身に感染の恐れのある業務を課すべきではありません。

9月8日に保健体育課より使用方法等について説明があり、高校は生徒・教職員が対象とされたものの、登校・出勤後に体調の変調を来した場合は速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことが原則であること、原案にはなかった「抗原簡易キット活用のためのチェックリスト」を添付させることができたことなどから、学校での使用については相当ハードルが高いことを確認しました。今後、学校現場での運用を引き続き、校長会での主旨の説明と6月にも出した追加説明と同様の対応を行うことを確認しました。

高校は生徒・教職員が対象

立ち会う教職員は「理解度確認テスト」が必要 検査結果にかかわらず医療機関の受診を促す

○抗原検査キット配布にかかる通知(9月9日付)の概要

- ・高等学校等においては、生徒・教職員が登校・出勤後に体調の変調を来した場合で、直ちに医療機関を受診できない場合等に使用することを想定
- ・学校医等と相談した上で、チェックリストの全項目に対応可能である場合のみ、使用について検討
- ・検査については教職員が立ち会う必要があり、立ち会うためには、厚労省HPのWeb教材で研修を受講し、かつ理解度確認テストで全問正解することが条件。医師等による実施が可能である場合は医師等により検査を実施する。
- ・登校・出勤後に体調の変調を来した場合は速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことが原則
- ・風邪症状のある生徒等が、検査を受けるために登校することはあってはならない
- ・検査結果(陽性・陰性)にかかわらず医療機関の受診を促す

○通知に関する新高教見解

- ・登校・出勤後に体調の変調を来した場合は医療機関を受診。直ちに医療機関を受診できない場合も学校で検査をする必要はない。(陽性・陰性にかかわらず医療機関を受診)
- ・チェックリストを全てクリアするには相当ハードルが高い
- ・立ち会うことには感染リスクが伴う。誰が立ち会うのか
- ・検査目的で登校する生徒が危惧される

以上のことから、学校での抗原検査キットの使用は、教職員への業務負担を更に押しつけるものでしかなく、行う必要は全くありません。通知を読めば県教委も活用には否定的であることは明らかです。通知主旨を正しく読み取れず、安易にキット使用をはたらきかける管理職がいた場合や、Web講座・理解度確認テストの受講の強制等があった場合はただちに本部までご連絡ください。

疑問な点、不審な動きはすぐに本部まで (025-265-4151)

下記に抗原簡易キット活用に必要な項目を示しましたので、**学校医等と相談した上で、全項目に対応可能な学校は、使用について検討してください。**

事前準備

抗原簡易キット活用のためのチェックリスト

学校医や地域の医療機関との連携

- 抗原簡易キットの活用について、学校医の理解を得ることができる。
- 学校医及び地域の医療機関と連携し、学校での検査で陽性が判明した場合、確定診断のために、どの医療機関につなぐか、その際の受診方法等について了承を得ることができる。

校内の体制

- 検査に立ち会う教職員を確保することができる。(特定の教職員に負担がかからないように、役割分担等を行うことができる。)
- 検査に立ち会う教職員は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」及び使用するキットの添付文書等の内容を理解した上で「理解度確認テスト」を実施し、十分理解していることを確認できる。
- 感染防止、プライバシーの保護ができる検査場所を設定することができる。
- 学校内や関係機関との対応フローを作成し、連絡体制等を整理することができる。

感染防止

- 学校医の指導助言を受けた上で、立ち会う教職員への感染防止対策を講じることができる。

被験者・保護者との連携

- 被験者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分説明の上、児童生徒が使用する場合は保護者からの同意を得ることができる。
- 検査後の医療機関受診について、被験者（児童生徒の場合は保護者）の了解を得ることができる。

検査実施時**検査対象者の確認**

- 同意が得られている教職員・児童生徒にのみ実施することができる。(児童生徒の場合、保護者の同意が得られているかを確認すること。)

感染防止

- 立ち会う教職員は、被験者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスクや不織布マスク及び手袋を着用して検査を実施することができる。
- 使用後の検査キットの廃棄処分について事前に確認し、適切に処分することができる。

検査実施後**陽性の場合の対応**

- 被験者本人・保護者へ検査結果と、確定診断のための医療機関への受診について、連絡することができる。
- 学校医及び確定診断のための医療機関へ連絡する。
- 感染対策をした上で、被験者本人への対応をすることができる。

陰性の場合の対応

- 被験者本人・保護者へ検査結果を連絡し、擬陽性の可能性もあるため、医療機関への受診を促すことができる。

陽性の場合、確定診断による陽性判明時のための準備を始める。